



(労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表
令和3年1月28日

報道関係者 各位

担 当	大阪労働局 総務部
	労働保険徴収課
	課長 瀧山 正浩
	課長補佐 宇都宮 三佳
	課長補佐 隅田 智明
	電話 06(4790)6330

事業主の皆さまへ

労働保険料第3期の納付期限は

令和3年2月1日です。

労働保険料の納付はお済みですか！

～労働保険の納付手続きは、金融機関の窓口が便利です。～

【労働保険料等の納付猶予の特例】

新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料等の納付が難しい事業主の方にとっては、申請により、労働保険料の納付を猶予する制度があります。

◎労働保険料第3期分の納付猶予(特例)申請は、

令和3年2月1日までをお願いします。

		個別事業場	事務組合
第3期	納付期限	令和3年2月1日	令和3年2月15日 (*)

* 納付猶予(特例)申請を希望する場合は、令和3年2月1日となります。

申請用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

お問い合わせ 大阪労働局労働保険徴収課(06-4790-6330)